

## JIFFA マーク 使用 規 程

### (目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人 国際フレイトフォワーダーズ協会（以下「本協会」という。）の会員が JIFFA マークを適正に使用するための方策について定める。

### (定 義)

第2条 この規程において JIFFA マークとは、別紙1の日本商標登録第3180774号等により登録済みの商標又は本協会が権利者又は出願人である登録商標をいう。

### (使 用)

第3条 JIFFA マークは、本協会の会員に限り使用できるものとする。

- 2 会員は、名刺、パンフレット、レター用紙その他の書類及び物品（以下「使用書類等」という。）に JIFFA マークを使用するときは、別紙2の JIFFA マーク使用申請書を提出し、本協会の承認を得なければならない。
- 3 JIFFA マークの使用は、当該会員が本協会の会員であることを表示することを目的とし、使用するときはその旨を併せ表記しなければならない。
- 4 会員は、当該会員の社名等が明記された使用書類等以外に JIFFA マークを使用してはならない。
- 5 会員は、申請書に添付した使用見本と異なる態様で JIFFA マークを使用してはならない。
- 6 会員は、自社及びその従業員のために JIFFA マークを使用するものとし、関係会社、代理店等を含む第三者にこれを使用させてはならない。
- 7 会員は、使用する内容を変更するときは、新たに申請書を提出し、本協会の承認を得なければならない。

### (承 認)

第4条 本協会は、次の各号に該当する場合を除き、総務委員会の審査を経て JIFFA マークの使用を承認することができる。

- (1) 使用承認の申請をした者が、過去3年以内にこの規程に違反して使用承認を取り消されたことがある場合
- (2) 使用承認の申請をした者が、過去3年以内に本協会を除名され若しくは資格喪失し、又は協会から勧告を受けたことがある場合
- (3) この規程及び本協会の定款その他の規程に違反する蓋然性が高いと認められる場合

### (承認の取消等)

第5条 本協会は、会員の JIFFA マーク使用に関し、問題があると認めたときは、総務委員会の審査を経て、当該会員に対し是正を勧告し又は使用承認を取り消すことができる。

(不保証)

第6条 本協会は、国内又は海外での JIFFA マークの使用が第三者の商標権その他の権利を侵害しないことを保証しない。

(報告)

第7条 会員は、JIFFA マークの使用に関し、第三者との間で紛争が生じた場合には、速やかに本協会に書面で連絡するとともに、当該会員の費用と責任において紛争解決に努めなければならない。また、その紛争が解決され次第、本協会に書面で解決内容を報告しなければならない。

2 会員は、JIFFA マークの使用に関し、問題があると認めたときは、速やかに本協会に報告するものとする。

(使用中止)

第8条 会員は、第5条の規定により使用承認を取り消されたとき、又は本協会を退会し、資格喪失し、若しくは除名されたときは、直ちに JIFFA マークの使用を中止しなければならない。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日より実施する。

2 この規程の実施前、現に JIFFA マークを使用している者は、第3条の規定に基づき、新たに使用の承認を得なければならない。

3 この規程は、平成25年3月21日に一部改定された。

別紙 1

「日本語表記」



JIFFA 会員

「英語表記」



Member of JIFFA

- ・ JIFFA マークの形状は上に示すとおりとし、変形又は線、図柄等の追加を行ってはない。
- ・ JIFFA マークの色は濃紺（Cyan 100、Magenta 100、Yellow 0、Black 0）とし、モノクロ印刷の場合は黒色とする。ただし、白抜き使用も可とする。
- ・ JIFFA マークと JIFFA 会員（Member of JIFFA）は一体として表記し、色は JIFFA マークと同様とする。ただし、文字の大きさと字体については任意とする。

（参考）協会名称の表記

- （1）一般社団法人 国際フレイトフォワードーズ協会
- （2）JAPAN INTERNATIONAL FREIGHT FORWARDERS ASSOCIATION INC.  
一部小文字の表記も可とする。
- （3）JIFFA